

Q 1 本制度創設の経緯及び目的はどのようなものですか。

1. 消費者被害の実情

最近の消費者被害は、①消費生活相談の件数が高水準（平成 24 年度で約 85 万件）であり、②取引に関する相談件数が多く（同年度で 71 万件超）、③同種の被害が拡散的に多発するなどの状況にあります。

一方、被害に遭った際の消費者の行動については、消費者と事業者との情報の質及び量並びに交渉力の格差等により、被害回復のための行動を取りにくく、被害を受けた者の 3 割以上が誰にも相談せず「泣き寝入り」をしている実情もあります。

最終的な被害回復手段である訴訟制度においても、①相応の費用・労力を要し、②少額な請求の場合が多く（平成 24 年度の消費生活相談に係る事案の既支払金額の平均は約 58 万円）、③返還請求等ができるとは知らなかったり、そもそも被害に遭っていることの認識を持っていなかったりするなど、個々の消費者が自ら訴えを提起するなどして被害回復を図ることは困難な状況にあります（被害に遭ったときの実際の対応として、訴訟を提起したのはごく僅かであるとの調査結果もあります。）。

こうした状況に鑑みると、消費者の権利の実効性を確保するため、個々の消費者が、簡易・迅速に請求権を主張することができる新たな訴訟制度を創設することが必要です。

2. 国会等からの要請

また、多数の被害者を救済するための新たな訴訟制度については、司法制度改革推進計画（平成 14 年）に端を発し、消費者契約法改正時の附帯決議（平成 18 年・20 年）、消費者庁及び消費者委員会設置法の附則（平成 21 年）、消費者安全法改正時の附帯決議（平成 24 年）等により、その導入に向けた検討をすることが求められていました。

加えて、消費者委員会からは「集団的消費者被害救済制度専門調査会」における調査審議を踏まえた早期制定の意見が出されてきました（平成 23 年）。さらに、地方自治法第 99 条第 2 項に基づき、28 の都道府県議会から早期制定を要請する意見書が提出されてきました。

3. 本制度の効果及び目的

以上を踏まえ、法制化に至ったものであり、本制度を活用することにより、消費者の財産的被害を適切に回復し、消費者の利益の擁護を図ることは、①消費者と事業者の双方の関係を良好にして、消費の活性化、健全な事業者の発展

や公正な競争をもたらすものであるとともに、②被害回復を受けた消費者が新たな消費をすることにより、健全な事業者への需要を喚起し、ひいては経済の成長を促すものです。

これを踏まえ、第1条において、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを、達成が期待される目的として掲げています。

Q 2 本制度の概要はどのようなものですか。

本制度は、同種の被害が拡散的に多発するという消費者被害の特性に鑑み、消費者被害の集団的な回復を図るための二段階型の訴訟制度を設けるものです。

具体的には、①一段階目の手続（共通義務確認訴訟）では、内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体が原告となり、相当多数の消費者と事業者との間の共通義務（第2条第4号に規定する義務）の存否について裁判所が判断し、②一段階目の手続で消費者側が勝訴した場合、個々の消費者が、二段階目の手続（対象債権の確定手続）に加入して、簡易な手続によってそれぞれの債権の有無や金額を迅速に決定することで、消費者被害回復の実効性の確保を図ることとしています。

本制度の導入により、消費者は、特定適格消費者団体による一段階目の手続の追行の結果を踏まえて二段階目の手続に加入することができることとなり、かつ、実際の二段階目の手続は特定適格消費者団体に授權をして行うこととなるため、①被害回復に要する時間・費用・労力等が低減され、消費者が訴訟手続を使うことをためらわなくなり、これまで回復されにくかった消費者被害を回復することができるとともに、②個別の訴訟が提起される場合に比べ、紛争を迅速にまとめて解決する、つまり、一回的解決を図ることができるため、事業者にとっても応訴負担の軽減につながり、③裁判所の資源の効率的な運用に資することになります。

Q 3 二段階型の手続としたのはなぜですか。

現状の消費者被害においては、事業者が消費者に画一的な商品や役務を提供することを内容とする事業活動を反復継続的に行うことに伴い、共通の事実上及び法律上の原因に基づく同種の被害が多数の消費者に拡散的に発生するという特性があります。

そして、事業者が金銭の支払義務を負うべきこととなる共通の事実上及び法律上の原因の存在を消費者が明らかにすることに困難が伴う場合が多い反面、このような共通の原因により事業者が金銭の支払義務を負うことが確認されれば、個々の消費者ごとに判断すべき個別の事項は比較的判断が容易であり、かつ、消費者ごとに大きな差がないことが多いという特性もあります。

こうした特性を踏まえ、被害があっても回復をあきらめ、「泣き寝入り」をしてしまう状態が解消されるようにする観点から、①まず、一段階目の手続（共通義務確認訴訟）において、個々の消費者の利益を代弁できる適切な者に手続を進行させ、共通する原因により事業者が金銭の支払義務を負うか否かの判断を先行して確定させ、②事業者が共通義務（第2条第4号に規定する義務）を負うことが確定した場合には、消費者が、自己の請求権についての審理・判断を求めて二段階目の手続（対象債権の確定手続）に加入することができる二段階型の制度を設けることとしています。

Q 4 共通義務確認訴訟において消費者からの授権を要しないとしたのはなぜですか。

1. 政策目的の達成のための制度設計

本制度は、消費者を手続に加入しやすくするという観点から、まず、特定適格消費者団体に一段階目の手続（共通義務確認訴訟）を迫行させ、共通する原因により事業者が金銭の支払義務を負うか否かの判断を先行して確定させ、事業者がその義務を負うことが確定した場合には、消費者が特定適格消費者団体に授権をすることにより、自己の請求権についての審理・判断を求めて二段階目の手続（対象債権の確定手続）に加入することとしています。

このような制度設計としたのは、消費者が訴訟の帰すうが不明な段階で授権をすることは、費用、解決にかかる時間及び訴訟に關与することによる種々の負担等から困難であるためです。一段階目の手続において、対象消費者からの授権を必要とすることは、こうした制度設計の趣旨と相容れません。

2. 授権を要する制度の弊害

「相当多数」（第2条第4号）の消費者からの授権を要することとした場合、相当多数の消費者に被害が生じていることが明確であっても、相当多数の消費者について個々の住所・氏名が特定できなければ、特定適格消費者団体は、委任を受けるための働きかけができないこと、また、訴訟に關与することによる種々の負担等から、授権をする消費者が一定数現れない場合には、本来取り上げられるべき事案が取り上げられないことになり、適当ではありません。

また、授権を要する制度とすると、特定適格消費者団体は授権をした消費者の意向に沿って、訴訟迫行をしなければならなくなり、消費者全体の利益のために訴訟を迫行する義務を特定適格消費者団体に負わせたことと相容れず、消費者全体の被害の回復を図りつつ紛争の一次的解決を図るという政策目的が達成できなくなるおそれがあります。

なお、特定適格消費者団体は、対象消費者が相当多数存在することを立証する必要があり、これが認められない場合は訴えが却下されるものと考えられます。これについては、個々の消費者から授権を受けなくても、行政機関等に寄せられた相談件数や各種の公表情報から、立証することが可能であると考えられます。

Q 5 諸外国の状況はどのようなものですか。

1. 共通の課題

消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により、消費者が被害を回復することに困難を伴う場合があることに鑑み、消費者が、公正にアクセスし、簡便に利用できる効果的な紛争解決及び救済の仕組みを整備するという事は、先進各国共通の課題です。

このため、平成 19 年に、OECD 閣僚理事会は、多数の消費者のための紛争解決及び救済の仕組みをはじめ、消費者被害の救済を図るための多様な手段について国内枠組を創設すべき等の勧告を出しています。

また、EU でも、平成 25 年 6 月に、欧州委員会が EU 加盟国（28 か国）に対し、2 年以内に、集団的救済制度を EU 全体の共通の原則に準拠するように措置することを勧告しています。

2. 諸外国の検討・実施状況

諸外国においても、集合的に多数の消費者の被害回復を図るための訴訟制度について検討され、又は、実施されています。

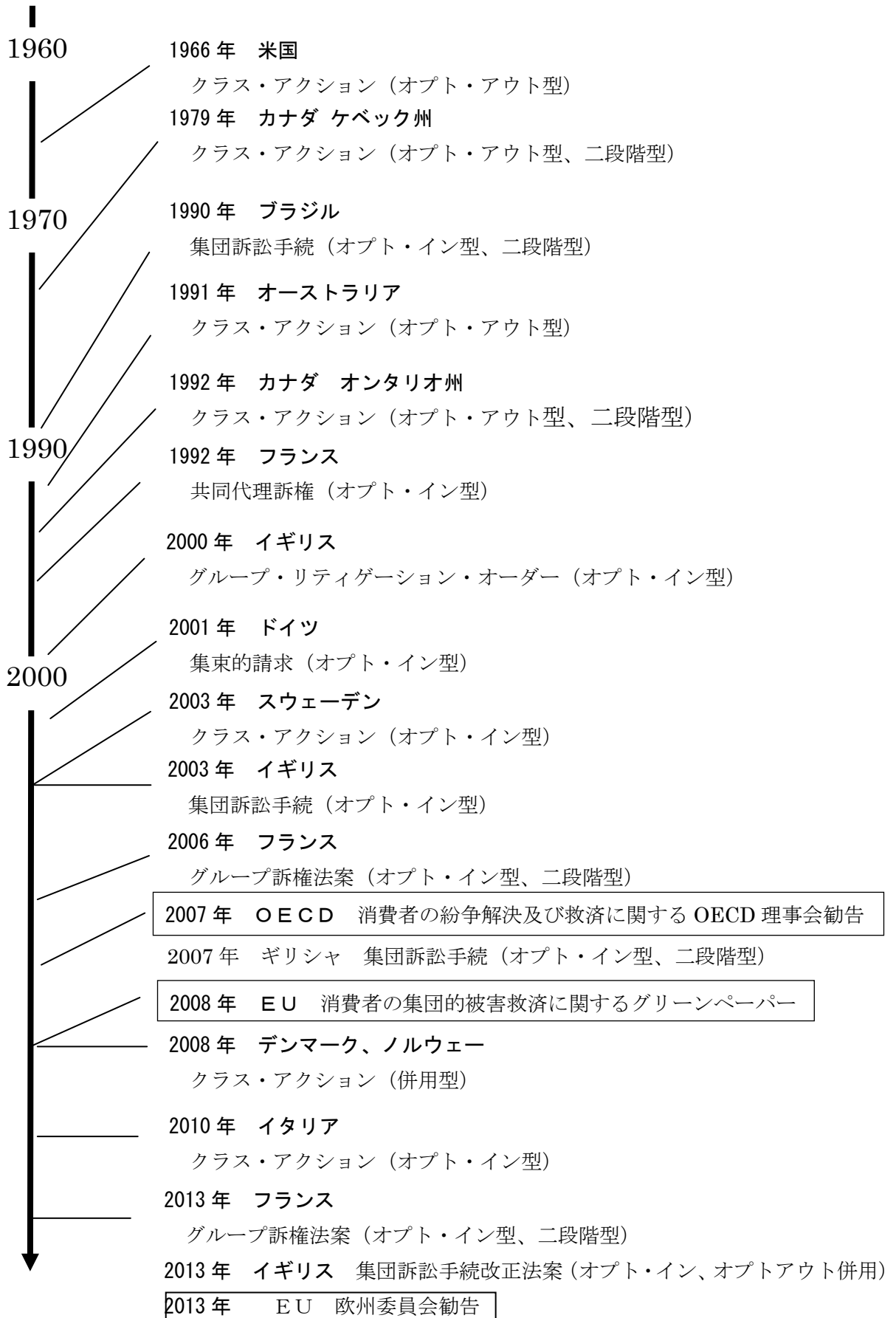
米国では、オプト・アウト方式（いわば離脱方式）でのいわゆるクラス・アクションが幅広い分野で認められているほか、カナダでは、二段階型のオプト・アウト方式、オーストラリアでは一段階型のオプト・アウト方式による訴訟制度が設けられています。

また、ブラジル、ギリシャでは二段階型のオプト・イン方式（いわば参加方式）による訴訟制度が設けられています。

さらに、欧州諸国においても、フランス、イギリス、ドイツ、スウェーデン、イタリアにおいて消費者団体を主体とする一段階型のオプト・イン方式が、デンマーク、ノルウェーにおいては一段階型でオプト・イン方式とオプト・アウト方式を併用する訴訟制度が設けられています。

なお、フランスでは、平成 26 年 2 月に集団的消費者被害回復訴訟制度であるグループ訴権（action de groupe）を消費法典に導入する法律が成立し、同年 3 月に公布されています。

諸外国の集団訴訟制度の導入状況



※ 以上では制度の名称について、1人の被害者であっても被害者全員のために訴訟を提起できるものをクラス・アクションとしています。

Q 6 米国のクラス・アクションと本制度はどのような違いがありますか。

本制度は、各国の制度を踏まえた上で、我が国にふさわしい制度を設計しており、消費者のために訴訟をする原告を一定の者に限り（代表訴訟）、訴訟の対象事案、判決効の及ぶ範囲などに差異を設け、米国のクラス・アクションとは大きく性格が異なるものです。

具体的には、適切な訴訟が行われるよう次のような制度設計をしており、不適切な訴訟提起を招くようなことにはならないよう万全の措置を講じています。

- ① 米国の制度では、被害者であれば誰でも訴訟提起できるのに対し、原告になる者を内閣総理大臣が認定した特定適格消費者団体に限るとともに、行政監督の対象としています（第 65 条、第 85 条、第 86 条等）。
- ② 米国の制度では、対象事案が限定されていないのに対し、事業者がおおむね係争利益を把握し得るようにする観点などから、対象となる請求を基本的に消費者と事業者との間に契約関係がある場合の一定のものに限り（第 3 条第 1 項）、請求できる損害の範囲をいわゆる拡大被害、逸失利益、人身損害、慰謝料を除くなど一定のものに絞っています（第 3 条第 2 項）。
- ③ 米国の制度では、除外の申出をしない限り全ての対象者に判決の効力が及ぶ訴訟制度（オプト・アウト型（いわば離脱型））であるのに対し、あくまでも手続に加入した消費者のみの請求権について審理・判断する訴訟制度（オプト・イン型（いわば参加型））としています。

さらに、米国においては、訴訟結果の不確実性が増すとされる懲罰的損害賠償、民事訴訟における陪審制のほか、ディスカバリー（証拠開示）制度など、我が国にはない諸制度が併存しており、我が国とは背景事情が大きく異なります。

項目	米国のクラス・アクション	本制度
手続の 枠組み	オプト・アウト型 (米国型：除外の申出をした 者を除く全被害者))	オプト・イン型 (欧州型：届出によって手続に加入 した対象消費者のみ)
原告	被害者であれば誰でもよい	特定適格消費者団体に限定 ・ 適格消費者団体の中から新たに 認定 ・ 業務運営について行政監督(改 善命令・認定の取消し) ・ 団体の受け取る報酬・費用の定 めを規律(消費者の利益の擁護の 見地から不当でないもの)
対 象 事 案	限定されていない ・ 製造物責任訴訟 ・ 証券関連訴訟 など	本制度にふさわしいものに限定 ・ いわゆる拡大損害、逸失利益、 人身損害、慰謝料を除外 ・ 消費者契約の相手方等に限定
司 法 制 度	米国特有の民事訴訟制度 ・ 陪審制 ・ 懲罰的賠償(実際の損害 の額を大きく超える場合 も) など	日本の民事訴訟制度 ・ 裁判官による訴訟のみ ・ 賠償は実際に生じた損害の填 補のみ

Q 7 過去の消費者事件のうち、どのような事案が本制度の対象になりますか。

本制度では、消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）に関して事業者に対して一定の金銭の支払請求権が生ずる事案を対象としています（第3条第1項）。

これらの請求権について過去の消費者事件の例を挙げると次のようなものが考えられます。

- ① 消費者契約に関する契約上の債務の履行の請求
 - ・ ゴルフ会員権の預り金の返還請求に関する事案
- ② 消費者契約に関する不当利得に係る請求
 - ・ 学納金返還請求に関する事案
 - ・ 語学学校の受講契約を解約した際の清算に関する事案
 - ・ 布団のモニター商法の事案
- ③ 消費者契約に関する契約上の債務の不履行による損害賠償、瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求
 - ・ マンションの耐震基準に関する事案
- ④ 消費者契約に関する不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求
 - ・ 未公開株取引の事案
 - ・ 金地金の現物まがい商法の事案

このような請求であって、多数性・共通性・支配性（簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であるとはいえないこと）など本制度における他の訴訟要件を満たす場合であれば、対象となり得ると考えられます。

Q 8 本制度は悪質商法事案にも有効に機能するものとなっていますか。

1. 悪徳商法事案への対応

本制度は、「泣き寝入り」してしまいがちな消費者に代わって、特定適格消費者団体を手続追行主体とすることにより、いわゆる悪質商法事案にも十分対応できるものと考えています。

本制度では、事業者の悪質性の有無、程度は、対象事案となる要件としていませんが、不当利得に係る請求や不法行為に基づく損害賠償請求が対象となるため、多数性・共通性・支配性（簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であるとはいえないこと）など本制度における他の訴訟要件を満たす場合であれば、例えば、モニター商法、商品販売を偽装したねずみ講、投資商法等の悪質商法事案について、本制度の活用により被害回復を図ることができると考えています。

2. 特定適格消費者団体による手続追行

特定適格消費者団体が手続追行主体となることにより、消費者個人が被害回復を図ることに比べ、次のようなメリットがあります。

- ① 特定適格消費者団体は、消費生活相談員や弁護士などの消費者問題及び法律に関する専門家を擁して随時検討できる体制を整備しており、その団体が消費者に代わって手続を追行すること。
- ② 消費生活相談員等が接する被害情報を端緒とし、P I O-N E T情報^(注)を利用することで早期に事案の全容を把握し、当該事案に即した、迅速な対応を図ることが期待できること。
- ③ 差止請求を併せて行うことで、被害の拡大防止を図ることができること。

3. 仮差押え

さらに、本制度においては、特定適格消費者団体が、消費者からの授権を受けることなく、事業者の財産への仮差押命令の申立てをすることができるように、民事保全法の特例を規定しています（第56条第1項）。

これにより、事業者が財産を隠匿するような悪質商法事案に係る消費者被害の回復の実効性を高めることが期待できます。

(注) 「P I O-N E T（パイオ・ネット）情報」について

P I O-N E T（全国消費生活情報ネットワーク・システム：Practical Living Information Online Network System）は、国民生活センターと全国の消費生活セ

ンターをオンラインネットワークで結び、全国の消費生活センターが受け付けた消費生活相談の中の「苦情相談（危害情報を含む。）」を収集・蓄積し、消費者への情報提供などに活用しているものです（昭和 59 年運用開始）。

Q 9 本制度において不当な訴訟を抑止するためにどのような措置を講じていますか。

1. 制度設計

本制度では、手続追行主体や対象事案について限定を加えるほか、不適切な訴訟提起を防止する措置を講じ、事業者の活動に不測の影響が生じることがないように制度設計しています。

具体的には、事業者の経済活動を萎縮させるような不適切な訴訟提起を防止する措置として次のような措置を講じています。

- ① 手続追行主体を内閣総理大臣が認定した特定適格消費者団体に限定していることに加え、内閣総理大臣がその特定適格消費者団体を監督すること（第 65 条、第 85 条、第 86 条等）。
- ② 対象となる事案を「相当多数の消費者に生じた消費者被害」に関するものに限定すること（第 2 条第 4 号）。
- ③ 対象となる請求を基本的に消費者と事業者との間に契約関係がある場合の一定のものに限り（第 3 条第 1 項）、損害賠償請求については、いわゆる拡大損害、逸失利益、人身損害、慰謝料に関わるものを除くこと（同条第 2 項）。
- ④ 一段階目の判決の効力が他の団体にも及ぶこととし、紛争の蒸返しを防止すること（第 9 条）。

2. 特定適格消費者団体に対する監督

その上で、仮に、訴えの提起の時点から訴えが却下され又は請求が棄却されることが明らかであった場合に、特定適格消費者団体が、そのことを知りながらあるいは容易に知り得たにもかかわらず、不当な目的で共通義務確認の訴えを提起するようなことがあれば、「不当な目的でみだりに」訴えを提起するものとして（第 75 条第 2 項）、認定の取消し等の行政措置を講ずることがあり得ます（第 85 条及び第 86 条）。

なお、当該措置を講ずる場合の基準については、特定適格消費者団体に対する監督の指針において示すことを予定しています。

Q10 本制度の導入による日本経済への影響はどのようなものですか。

本制度の導入により、消費者の被害の回復が図られることになり、可処分所得の増加を通じて、個人消費が増加し、事業者の売上げ増加につながるというプラスの効果が期待できます。

また、違法な行為をした事業者にとっては、法律に違反して得た不当な利益を消費者に返還することとなるものの、違法な行為をしていない一般の事業者にまで影響が及ぶものではありません。すわなち、事業者の不法な行為が抑制され、消費市場の健全化につながることから、消費者が安心して消費できる環境が整うこととなります。

Q11 「消費者」、「事業者」及び「消費者契約」（第2条第1号から第3号まで）とはどのようなものですか。

1. 「消費者」（第2条第1号）

本法における「消費者」とは、「個人（事業を行う場合におけるものを除く。）」をいいます。

「事業」とは、一定の目的をもってされる同種の行為の反復継続的遂行をい、営利目的をもってされるか否か、公益性があるかどうかを問いません。

「事業を行う場合」とは、自らの事業として又は事業のために行う場合のことをいいます。個人事業者であっても、事業を行うのではなく、日常生活のために活動する場合には、消費者に当たります。

2. 「事業者」（第2条第2号）

本法における「事業者」とは、「法人その他の社団又は財団及び事業を行う場合における個人」をいいます。法人その他の社団又は財団は、常に事業者にあたることとなります。

「法人」には、国、地方公共団体、独立行政法人等の公法人が含まれます。なお、法人の経営者や従業員等は法人の業務に従事する者であり、事業者そのものではありません。

3. 消費者契約（第2条第3号）

本法における「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約であって、労働契約を除くものをいいます。

労働契約は、資本主義社会における労使間の著しい経済的優劣関係とこれによる労働者の資本への隷属状態に着目して労働者保護法規の発展とともに確立された労働法分野の独自の概念であり、その特殊性に鑑み、消費者契約の定義から除外されています。

Q12 「相当多数」(第2条第4号)とは、どのくらいの人数をいうのですか。

本制度の趣旨から、個別の訴訟より本制度を活用した方が審理の効率化が図られる程度の多数であることが必要であるため、対象消費者が「相当多数」(第2条第4号)存在することを訴訟要件としています。

「相当多数」の消費者かどうかについては、一定の数を具体的に規定することはしておらず、訴えが提起された個別の事案に即して、消費者被害の特徴や審理の効率性の観点を踏まえ、本制度を用いて被害回復を図ることが相当かどうかを念頭に、裁判所において適切に判断されることとなります。なお、一般的な事案では、数十人程度であれば、本制度の対象になると考えられます。

また、対象消費者が「相当多数」であることは訴訟要件であるから、口頭弁論終結時においても、満たしている必要があります。したがって、事業者の自主的な対応により被害回復が図られたことなどにより、口頭弁論終結時に対象消費者が「相当多数」存在するとは認められない場合には、訴えが却下されるものと考えられます。

なお、「相当多数」存在することの立証としては、必ずしも、個々の消費者を特定して人数を示すことが必要なわけではなく、行政機関等に寄せられた相談件数や各種の公表情報から立証することが可能である事案もあると考えられます。

Q13 「消費者に共通する事実上及び法律上の原因」（第2条第4号）とはどのようなものですか。

1. 「消費者に共通する事実上及び法律上の原因」（第2条第4号）

「消費者に共通する事実上及び法律上の原因」とは、個々の消費者の事業者に対する請求を基礎付ける事実関係がその主要部分において共通であり、かつ、その基本的な法的根拠が共通であるということをいいます。

本制度では、個々の消費者に関する具体的な損害や因果関係については、個々の消費者ごとにその有無を判断すべきものであるため、対象債権の確定手続で審理されることとなります。したがって、個々の消費者に関する具体的な因果関係や損害については、必ずしも共通している必要はないものと考えられます。

もっとも、共通する事実上及び法律上の原因に基づいている以上は、損害や因果関係の有無についても一定の共通性があることが多いと考えられます。

なお、個々の消費者ごとに損害や因果関係の有無の判断に相当程度の審理を要するような場合で、裁判所が、簡易確定手続において個々の消費者の対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるときは、裁判所は、共通義務確認の訴えの全部又は一部を却下することができます（第3条第4項）。

2. 具体的事案

(1) 不当利得返還請求事案

例えば、学納金返還請求に関する事案（不当利得返還請求事案）では、「在学契約を締結して授業料等を納付した者が、入学年度が始まる前に入学を辞退し、当該在学契約を解除したこと」という点で請求を基礎付ける事実関係がその主要部分において共通であり、基本的な法的な根拠としても「在学契約の解除を理由として、不当利得返還請求権が生じたこと」という点で共通であると考えられます。

(2) 不法行為に基づく損害賠償請求事案

例えば、商法自体が破綻必至にもかかわらず契約を締結させられた事案（不法行為に基づく損害賠償請求事案）では、「被告事業者が、破綻必至の商法について、虚偽の事実を告げて勧誘し契約を締結させ、対象消費者に金銭を支払わせたこと」という点で請求を基礎付ける事実関係がその主要部分において共通であり、基本的な法的な根拠としても「上記事業者の行為が不法行為に当たり、不法行為に基づく損害賠償請求権が生じたこと」という点で共通であると考えられます。

(3) 債務不履行に基づく損害賠償請求事案

例えば、エステの施術を行う契約において、事業者の使用する薬剤が契約の内容となっている成分を含有していなかったため債務の本旨に従った履行がされなかった事案（債務不履行に基づく損害賠償請求事案）では、「被告事業者が、エステ施術の際に使用する薬剤が契約の内容となっている成分を含有していなかったこと」という点で、請求を基礎付ける事実関係がその主要部分において共通であり、基本的な法的な根拠としても「薬剤が契約の内容となっている成分を含有していなかったことにより債務の本旨に従った履行の提供がされず、債務不履行に基づく損害賠償請求権が生じたこと」という点で共通であると考えられます。

(4) 瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求事案

例えば、マンションの耐震偽装事案では、「購入したマンション（一室）に、共通した工法に起因する耐震上の問題があること」という点で、請求を基礎付ける事実関係がその主要部分において共通であり、基本的な法的な根拠としても「耐震上の問題により当該マンションが通常有すべき性質を有しないために、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権が生じたこと」という点で共通であると考えられます。

Q14 「個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合」（第2条第4号）とはどのようなものですか。

「個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合」とは、個々の消費者との関係で、請求原因事実が認められない場合や事業者側の抗弁が認められる場合をいいます。

具体的には、事業者が、売買目的物について真実と異なる事実を告げて勧誘したが、消費者は当該目的物について熟知していて誤認していない場合（請求原因事実が認められない場合）や、事業者による弁済、消滅時効の援用などがあつた場合（事業者側の抗弁が認められる場合）がこれに当たるものと考えられます。

なお、個別の事情として、二段階目の手続で判断される性質のものであっても、共通義務確認訴訟の時点で、個別の事情が対象消費者に広範に生じていることから、対象債権の確定手続に加入し得る対象消費者の数が相当多数に満たないこととなれば、共通義務確認の訴えは多数性の要件を欠くこととなり、この場合は、訴訟要件を満たさないものとして、却下判決がされることが考えられます。

Q15 損害額の算定方法について確認を求めることはできますか。

本制度では、共通義務確認の訴えにおける判決で確認を求める事項として、共通義務（第2条第4号に規定する義務）という概念を設け、相当多数の消費者に対して事業者が負う金銭の支払義務について確認するものとしています。

個々の消費者の損害額の算定方法（例えば、問題となっている瑕疵についての修理費用の額の算定方法）は、共通義務そのものではないため、共通義務確認の訴えの審判対象となるものではありません。もっとも、共通義務の有無の判断の前提として、対象債権の金額に関係する一定の判断がされることがあり、それにより、消費者に返還されるべき金額も自ずと算定されることになる場合があります。

例えば、学納金返還請求に関する事案において、共通義務たる不当利得返還義務の有無を判断するためには、授業料等の既払金額が消費者契約法第9条第1号にいう「平均的な損害の額」を超えるかどうかの問題となるため、共通義務の有無の判断の前提として、「平均的な損害の額」が判断されており、消費者に返還されるべき金額も自ずと算定されることになる場合があります。

なお、共通義務確認訴訟で事業者が共通義務を負うことまで確認されていれば、事案にもよりますが、対象債権の確定手続において個々の消費者の損害額を算定することは比較的容易であり、消費者被害の迅速な回復を図る上で、特段の支障が生ずることはありません。

Q16 「対象債権」及び「対象消費者」（第2条第5号・第6号）とはどのようなものですか。

1. 「対象債権」（第2条第5号）

本法における「対象債権」とは、共通義務確認の訴えの被告とされた事業者に対する金銭の支払請求権であって、共通義務（第2条第4号に規定する義務）に係るものをいいます（第2条第5号）。

共通義務確認の訴えの対象となる支払義務は、事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって、消費者契約に関する第3条第1項各号に掲げる請求（契約上の債務の履行の請求、不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求、瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求、不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求。なお、これらの請求に附随する利息等の請求を含む。）に係るものであるところ、対象債権とは、これらの対象となる金銭の支払義務のうち、当該共通義務確認の訴えにおいて確認する金銭の支払義務に係る請求権を意味します。

例えば、学納金返還請求に関する事案では、「〔在学契約を解除したことを理由とする〕対象消費者が被告事業者に対して有する不当利得返還請求権」が対象債権であり、共通義務確認の訴えにおいては、特定適格消費者団体は、被告事業者が当該不当利得返還義務を負うべきことを確認することになると考えられます。

2. 「対象消費者」（第2条第6号）

対象消費者とは、対象債権を有する消費者をいいます（第2条第6号）。

共通義務確認の訴えが、共通の一定の事実が存在する相当多数の消費者との関係で、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、事業者が金銭を支払う義務を負うべきことを確認するものであるため、事業者に対する事情について、相当多数の消費者と一定の事実を共通にする者である必要があります。

例えば、学納金返還請求に関する事案では、上記1.のような対象債権を有する者、すなわち、「（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に）被告事業者（大学）との間で平成25年度の在学契約を締結し、同契約に基づき授業料を支払った後に、平成25年3月31日までに同契約を解除した消費者」といった記載で特定することになるものと考えられます。

Q17 訴えられる請求金額に上限を設けなかったのはなぜですか。

本制度の対象を消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）に関する一定の請求に限り、かつ、いわゆる拡大損害、人身損害、逸失利益など多額になりやすい損害を対象から除いていることから（第3条第1項、同条第2項）、一般的に少額なものになると考えられます。

ただし、

- ① 多様な消費者被害の実情に鑑みると、被害金額の上限を一律に設定することは困難であり、
- ② 悪質な事案には、取引額が大きいものもあり得、そのような消費者被害も対象とする必要性があり、
- ③ 仮に上限が設けられると、上限を超える部分は個別に別訴が提起されることとなってしまい、できる限り紛争の一回的解決を図るという本制度の趣旨に合わず、消費者・事業者双方にとって不都合です。そのため、本制度においては、請求金額に上限を設けていません。

もっとも、本制度においては、事業者がおおむね係争利益を把握し得るようにすることに配慮して、対象となる請求を限定しています（第3条第1項各号）。このうち、契約上の債務の履行を請求する場合には、当該債務を履行することに事業者も合意していたのであるから、予想外に請求金額が、膨れ上がるということはありません。また、損害賠償請求についても、いわゆる拡大損害、逸失利益、人身損害、慰謝料については請求できないこととしており（第3条第2項）、事業者に請求できるのは、契約の目的となる商品の買替費用等に限られることから、請求金額に上限を設けない場合でも、事業者がおおむね係争利益を把握することはできるものと考えられます。

Q18 リコールなど事業者が自主的な対応をしている場合にはどのような配慮がされていますか。

事業者の自主的な対応が消費者の被害が実際に填補されるようなものであり、十分な周知が行われている場合には、簡易確定手続において、事業者の協力も得つつ、団体が通知・公告を行ったとしても、事業者がリコールなど自主的な対応を真摯に行ったにもかかわらず名乗り出ない消費者が、団体に授權をするとはないと考えられます。

そのため、訴えを提起しても、被害回復につながらない上に、団体としても訴訟に要する費用を回収できないこととなります。

団体は、検討部門（第65条第4項第4号）及び理事会（同項第3号）において、どのような事案について本法に定められた共通義務確認訴訟を提起するかを検討し、決定することとなっており、限られた人的・物的資源を被害回復のため有効に活用しようとするはずですから、自主的な対応により被害回復が図られるような場合に、団体があえて提訴するという事はないと考えられます。

仮に、訴えが提起されたとしても、口頭弁論終結時に対象消費者が「相当多数」存在することが認められない場合には、その訴えは却下されることになるものと考えられます。すなわち、特定適格消費者団体が訴えを提起した時点では、自主的な対応が進捗していなくても、事実審の口頭弁論終結時までに被害が填補されていない消費者が「相当多数」存在しなくなった場合には、訴えが却下されることとなると考えられます。

なお、自主的な対応により、訴えの提起の時点から訴えが却下されることが明らかであった場合に、特定適格消費者団体が、そのことを知りながらあるいは容易に知り得たにもかかわらず、不当な目的で共通義務確認の訴えを提起するようなことがあれば、「不当な目的でみだりに」（第75条第2項）訴えを提起するものとして、認定の取消し（第86条第1項）等の行政措置を講ずることがあり得ます。

Q19 対象となる請求（第3条第1項）を規定するに当たっての考え方はどのようなものですか。

1. 基本的な考え方

本制度は、共通義務確認訴訟において、相当多数の消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づく金銭の支払義務を確認し、この判決の効力を対象債権の確定手続に加入した消費者にも及ぼそうとするものです。

このため、本制度の対象となる請求は、

- ① 簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であるとはいえない請求（支配性のあるもの。Q27 参照）
- ② 共通義務確認訴訟の審理において、被告事業者が、対象債権の確定手続で争われる消費者の被害額についておおよその見通しを把握できる請求（係争利益がおおむね把握可能であるもの。Q39 参照）

である必要があります。

2. 対象となる請求

そこで、これらを踏まえたうえで、制度の対象となる請求がどのようなものかについて、消費者及び事業者の予測可能性を高め、制度の対象になるかどうか争われることによる審理の複雑化や長期化を避けるため、対象となる請求を列挙することにして、消費者の財産的被害の回復のために主張されることの多い消費者契約に関する基本的な請求を列挙しています。

具体的には、消費者の事業者に対する消費者契約に関する以下の金銭の支払を目的とする請求を、本制度の対象としています（第3条第1項）。

- ① 契約上の債務の履行の請求
- ② 不当利得に係る請求
- ③ 契約上の債務の不履行による損害賠償
- ④ 瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求
- ⑤ 不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求

なお、「不法行為に基づく損害賠償の請求」については、およそ契約と関係なく成立することがあり得るものですが、本制度では「消費者契約に関する」ものである必要があります。ただし、必ずしも消費者契約の成立に至っている場合に限らず、契約締結上の過失を問題とするものや、ウェブサイト上でクリックしたことで契約が締結されたとして、事業者が真実は成立していない消費者契約の代金を徴収した場合なども含まれます。

3. 損害の範囲、被告

なお、簡易確定手続における審理を迅速に行えるようにするとの観点や、事業者がおおむね係争利益を把握し得るようにするとの観点から、いわゆる拡大損害、逸失利益、人身損害、慰謝料についての損害賠償請求を除くものとしています（第3条第2項）。

さらに、消費者契約に関する請求に限定していることから、一般的には被告は契約の相手方となりますが、被害回復の実効性を確保する観点から、係争利益の把握可能性を害さない範囲で、契約の締結について勧誘をした事業者等を被告に加えています（第3条第3項）。

Q20 消費者契約に関する「不当利得に係る請求」（第3条第1項第2号）とはどのようなものですか。

「不当利得に係る請求」には、消費者契約の不成立又は無効を理由とする不当利得返還請求や、消費者契約の取消し、クーリングオフを理由とする不当利得返還請求、解除があったことを理由とする原状回復請求などが含まれます。

また、消費者契約が無効になる理由や取消し、解除の理由は、民法によるものであるか、消費者契約法、特定商取引に関する法律等の民法以外の法律によるものであるかは問いません。

Q21 消費者契約に関する「不法行為に基づく損害賠償の請求」について、民法の規定によるものに限っている（第3条第1項第5号）のはなぜですか。

金融商品取引法、金融商品販売法、保険業法、独占禁止法などの法律においては、不法行為について、過失の立証責任の転換や損害額の推定規定等の特則を置いている場合や使用者責任の特則を定めあるいは確認的に規定している場合があります。

これらの規定は権利行使を容易にするためのものですが、このような損害賠償請求を本制度の対象とすることにより、当事者間の利益バランスを崩すことにならないか慎重に検討する必要があります。

そこで、消費者被害の回復という制度目的の達成に必要なかつ十分な範囲で、制度の対象を画することが必要であり、不法行為に基づく損害賠償の請求について、民法上のものに限っています（第3条第1項第5号）。

なお、これらの特別法の規定に基づく損害賠償の請求については、本制度の対象となりませんが、これらの規定が問題としている事案について、民法の不法行為、使用者責任の規定に基づき損害賠償請求をなし得る場合には、当該請求について本制度の対象となります。

Q22 いわゆる拡大損害、人身損害、逸失利益、慰謝料については本制度を利用して請求することができないとしている（第3条第2項）のはなぜですか。

1. 基本的な考え方

本制度ではその特質に鑑み、本制度の対象となる請求は、

- ① 簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であるとはいえない請求（支配性のあるもの、Q27 参照）
- ② 共通義務確認訴訟の審理において、被告事業者が、対象債権の確定手続で争われる消費者の被害額についておおよその見通しを把握でき、十分な攻撃防御ができる請求（係争利益がおおむね把握可能であるもの、Q39 参照）

である必要があります。

2. 各損害

いわゆる拡大損害や人身損害については、債務不履行、瑕疵、不法行為により生じた人体への被害の度合いや周囲の人・物への被害の波及は、因果関係や損害の認定において個別性が高く、類型的に支配性の要件を欠くものです。

逸失利益についても、債務不履行、瑕疵、不法行為の内容、程度と無関係に、個々の消費者のする契約の目的物の処分行為や利用方法、市況の状況の変化など外部的な事情により、逸失利益の存否及び額が個々まちまちになることが多いと考えられ、類型的に支配性の要件を欠くものです。

また、慰謝料についても、主に生命、身体、自由、名誉の侵害の場合に認められるものであり、逸失利益との間に相互補完性がある場合もあり、損害が契約の目的となるもの以外に生じている点で、いわゆる拡大損害と同質のものです。

そこで、これらの損害については、支配性の要件や係争利益をおおむね把握できるかという観点から、本制度の対象としていません（第3条第2項）。なお、消費者は、対象から除外された損害に係る賠償請求について自ら別訴を提起することは可能です。

Q23 法人である事業者の代表者などの個人を被告とすることができないのはなぜですか。

本制度は、消費者と事業者との情報の質及び量並びに交渉力の格差等により、消費者が被害回復のための行動を取りにくいことに着目して、新たな裁判手続を創設するものであること、相当多数の消費者の請求を一括して判断するものであるため被告となる者の応訴の負担が加重される側面があることから、本制度の被告となり得る者は事業者に限っています。

法人である事業者の代表者や従業員等は法人の業務に従事しているのであり、みずからの事業を行っているのではないから、事業者には当たりません。そのため、法人である事業者の代表者などの個人を被告とすることはできません。

なお、法人格が形骸に過ぎない場合や法人格が濫用されている場合には、代表者などの個人が事業者とみなされることはあり得ます。

Q24 不法行為に基づく損害賠償の請求について、契約当事者ではない勧誘をする事業者等も被告とすることができるとしている（第3条第3項第2号）のはなぜですか。

1. 基本的な考え方

本制度は、消費者と事業者との情報の質及び量並びに交渉力の格差等により、消費者が被害回復のための行動を取りにくいことに着目して、個々の消費者にとって簡易・迅速に請求を主張できるように、消費者のための新たな訴訟制度を創設することにより、集団的な消費者被害の回復を図るものです。

このため、消費者と事業者との間でトラブルとなる事案を対象とするべく、消費者と事業者が直接契約関係にある場合を基本としつつ、それに類する場合として、当該契約に一定の関与をした事業者についても、必要な範囲において対象としています。

ただし、共通義務確認訴訟の審理において、被告事業者が、対象債権の確定手続で争われる消費者の被害額についておおよその見通しを把握でき、十分な攻撃防御ができる事案である必要があります。例えば、勧誘をした事業者のように、消費者と直接交渉や対応をしていれば、どの消費者がどの程度の被害を受けたかを把握できます。

2. 被告の範囲

そこで、具体的には、次のような事業者に限定して被告とすることができるとしています。

- ① 「消費者契約の相手方である事業者」（第3条第3項）とは、外形上存在する消費者契約の相手方であれば足り、私法上契約が成立しているか、有効であるかは問いません。また、契約が解除され又は約定の期間が経過したため終了した場合の相手方事業者や契約締結過程にある相手方事業者は、「消費者契約の相手方である事業者」に含まれます。
- ② 「履行をする事業者」（第3条第3項第2号）として、例えば、請負契約における下請事業者などが考えられます。
- ③ 「勧誘をする事業者」（第3条第3項第2号）として、例えば、保険の代理店、不動産仲介業者などが考えられます。
- ④ 「勧誘をさせる事業者」（第3条第3項第2号）として、例えば、いわゆるマルチ商法において自らが消費者に勧誘をしているとはいえないが当該商法を実質的に統括する事業者などが考えられます。
- ⑤ 「勧誘を助長する事業者」（第3条第3項第2号）として、例えば、未公開株式の販売事案において、客観的には財産的価値の乏しい自社の株

が事情を知らない不特定多数の消費者に高額で販売されることを知りながら、販売業者に株式を譲渡した事業者などが考えられます。

Q27 「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」（第3条第4項）とはどのようなものですか。

1. 基本的な考え方

本制度は、共通義務確認訴訟において、相当多数の消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づく金銭の支払義務を確認し、この判決の効力を対象債権の確定手続に加入した消費者にも及ぼし、消費者が手続に加入しやすくすることによってできる限り手続をまとめて追行し、簡易迅速に消費者の請求権の存否及び内容を確定し、消費者の請求権の実効性を確保しようとするものです。

このため、簡易確定手続において判断すべき個別の事情について、審理を適切かつ迅速に進めることが困難となるような場合には、本制度によって適切な判断や速やかな被害回復を図ることが難しいものです。また、消費者は手続追行の負担から対象債権の確定手続への加入をためらいかねません。

そこで、「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認められるとき」（第3条第4項）に、訴えの全部又は一部を却下することができることを定めたものです。

2. 具体例

すなわち、個々の消費者の損害や損失、因果関係の有無等を判断するのに、個々の消費者ごとに相当程度の審理を要する場合は、これに当たると考えられます。例えば、

- ① ある商品の不具合が瑕疵に当たり、事業者が瑕疵担保責任に基づく損害賠償義務を負うことを確認したとしても、個々の消費者の購入した商品に当該不具合があるかどうかの認定判断が困難な場合
- ② 過払金返還請求において、みなし弁済が成立せず、事業者が不当利得返還請求義務を負うことを確認したとしても、個々の消費者ごとの貸し借りの内容^(注1)やどの範囲の取引を一体のものとみて充当計算するか^(注2)について認定判断が困難な場合
- ③ 損害保険金不払いの事案で、保険事故が生じているかどうかの認定判断が困難な場合
- ④ 勧誘方法が詐欺的なものであり、事業者が不法行為に基づく損害賠償義務を負うことを確認したとしても、その違法性の程度がそれほど重大なものでないため、過失相殺が問題になる場合であって個々の消費者ごとの過失相殺についての認定判断が困難な場合^(注3)

などが考えられます。

- (注1) 貸し借りの具体的な内容(いつ、いくらを借入れ、又は返済したか)が分からなければ、過払金額を算定することができません。
- (注2) どの範囲の取引が一体のものともみられるかにより、過払金の額が異なるほか、過払金返還請求権(不当利得返還請求権)の消滅時効の起算点が異なることになります。
- (注3) 契約締結に至る経緯や被害者の属性などの個別事情により判断が左右されることがあり得ます。

Q28 「共通義務確認の訴えの全部又は一部を却下することができる。」(第3条第4項)とありますが、却下するか否かについて裁判所に裁量がありますか。

本制度では、簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することができるようにするとの観点から、共通義務確認の訴えの対象を、請求及び損害の面から定型的に規定するとともに(第3条第1項、同条第2項)、それ以外の場合においても、個別具体的な事案の特徴から、対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるときは、裁判所が訴えを却下することができる旨規定しています(第3条第4項)。

これは、第3条第4項の要件に該当するときは、裁判所は訴えを却下するという趣旨の規定であり、裁判所に裁量があるものではありません^(注)。

(注) 「却下することができる。」としているから直ちに裁量があるというのではなく、規定の趣旨により定まるものです。

Q29 共通義務確認の訴えは特定適格消費者団体のみが訴えられるとしているのはなぜですか。

本制度は、同種の被害が拡散的に多発するという消費者被害の特性に鑑み、消費者被害の集団的な回復を図るための二段階型の訴訟制度を設けるものです。そのため、本制度における手続追行主体は、一段階目の手続（共通義務確認訴訟）において、相当多数の消費者と事業者との間に存在する共通義務（第2条第4号に規定する義務）を審判対象（訴訟物）として確認する訴えを提起し、二段階目の手続（対象債権の確定手続）において、対象消費者から授権を受けて、個別の債権に関する主張・立証を行い、最終的には個別の消費者に金銭を分配する等の業務を担う者となります。そのため、この手続追行主体は、消費者の被害回復を図るための役割を、責任をもって果たすことが制度的に担保されている者とする必要があります。

具体的には、①消費者被害に関する知識経験を有するとともに、消費者被害に対して、消費者の利益を擁護する立場、事業者から独立した立場で活動ができ、実際にそのような活動を行うことを目的としつつその活動実績を有していること、②組織体制等が整備されていて、本制度に基づく手続を安定的かつ継続的に実施することができること、③本制度の信頼性を失墜させないよう適切な業務執行ができることが必要です。

これらの点に鑑みると、消費者契約法第13条第1項の規定に基づき内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が本制度の手続追行主体として相当と考えられます。

ただし、本制度では、適格消費者団体は、二段階目の手続において個別の消費者から授権を受け手続を追行するなどの新たな業務を担うこととなることから、新たに認定のための要件を設け、その要件に基づき改めて認定された適格消費者団体を「特定適格消費者団体」として、本制度の手続追行主体としています。

なお、新たな業務としては、例えば、個別の消費者から授権を受けることや授権をした者の意思確認や、金銭の授受に関する事項（個別の消費者への金銭の分配、消費者から報酬及び費用の支払を受けること等）などがあります。そして、特定適格消費者団体の認定のための要件は、主に新たな業務である被害回復に関係する業務を適正に遂行するためのものであり、制度の実効性・適正性を確保するために必要なものです。

Q30 共通義務確認の訴えを財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなした（第4条）のはなぜですか。

第4条は、「共通義務確認の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。」としています。

これは、訴訟の目的の価額は、訴訟における請求が全て認容された場合に原告に生じる経済的利益であるところ、共通義務確認の訴えは、事業者が対象消費者に対して金銭支払義務を負うべきことを確認するものに過ぎないため、原告である特定適格消費者団体に経済的利益が生じるものではないこと、また、届出消費者に何らかの経済的利益があると考えとしても、共通義務確認の訴えの提起時において、それを具体的に算定することは著しく困難であると考えられることから、訴訟の目的の価額に関する解釈上の疑義が生ずる余地のないよう、共通義務確認の訴えに係る訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなすこととしています。

なお、訴訟の目的の価額が財産上の請求でない請求に係る訴えとみなされる結果、訴訟の目的の価額が160万円とみなされ（民事訴訟費用等に関する法律第4条第2項）、訴え提起手数料は、1万3,000円となります。